

製品安全データシート

1. 化学物質及び会社情報

会 社 名	石原産業株式会社
住 所	大阪市西区江戸堀1丁目3番15号
担当部門	三重県四日市市石原町1番地 石原産業株式会社環境・安全衛生統括部
	電話 059-345-6205 FAX 059-345-6206
緊急連絡先	石原産業株式会社四日市工場 有機生産部 伊村仁彦生産技術グループ
	電話 059-345-6118 FAX 059-345-6180
作 成	平成 7 年 9 月 5 日
改 訂	平成23年 7 月 1日⑤

整 理 番 号 A-1033

製 品 名 クロロIPC「石原」乳剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性：

火薬類	分類対象外
可燃性・引火性ガス	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分3
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	区分外
酸化性液体	分類対象外
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	分類できない

健康に対する有害性：

急性毒性（経口）	区分5
急性毒性（経皮）	区分5
急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
急性毒性（吸入：粉じん）	分類対象外
急性毒性（吸入：ミスト）	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	分類できない
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分外
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分2
生殖毒性	区分1B

石原産業（株） A-1033

クロロIPC「石原」乳剤

改訂日：平成23年 7 月 1日⑤ 1 / 7 頁

特定標的臓器・全身毒性
(単回ばく露)

区分2
(中枢神経系, 腎臓毒性,
視覚器, 血液, 全身毒性)

特定標的臓器・全身毒性
(反復ばく露)

区分3 (麻酔作用)

区分2
(中枢神経系, 視覚器,
血液, 鼻)

吸引性呼吸器有害性
環境に対する有害性:
水生環境急性有害性
水生環境慢性有害性

区分1

区分2

区分2

ラベル要素

絵表示又はシンボル: 炎, 感嘆符, 健康有害性, 環境



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

引火性液体および蒸気

飲み込むまたは皮膚に接触すると有害のおそれ

強い眼刺激

発がんのおそれの疑い

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

中枢神経系, 腎臓毒性, 視覚器, 血液または全身毒性の障害のおそれ

眠気やめまいのおそれ

長期ないし反復暴露による中枢神経系, 視覚器, 血液または鼻の障害のおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に毒性

長期的影響により水生生物に毒性

注意書き:

【安全対策】

安全対策については、「7. 取扱い及び保管上の注意」、「8. 暴露防止及び保護措置」を参照。

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地すること/アースをとること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。

取扱い後は手をよく洗うこと。

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

指定された個人用保護具を着用すること。

ミスト/蒸気を吸入しないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

危険物第4類第2石油類であるので、取扱は消防法の定めに従って使用すること。

【応急措置】

応急処置については、「4. 応急措置」、「5. 火災時の措置」を参照。

皮膚（または髪）にかかった場合：直ちに、汚染された衣類を全て脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。

火災の場合：消火に水・粉末・炭酸ガス・泡消火器を使用すること。

気分が悪いときは、医師に連絡すること。

目に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当を受けること。

暴露又は暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。

無理に吐かせないこと。

漏出物を回収すること。

【保管】

保管については、「7. 取扱い及び保管上の注意」を参照。

換気のよい場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

施設して保管すること。

容器を密閉しておくこと。

危険物第4類第2石油類であるので、消防法の定めに従って保管すること。

【廃棄】

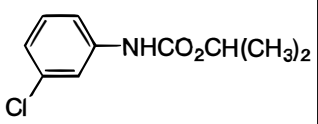
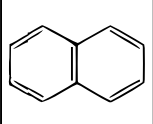
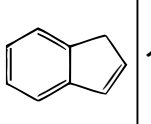
廃棄については、「13. 廃棄上の注意」を参照。

内容物／容器は、国／都道府県／市町村等の法・条例に従って適切に廃棄すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分：混合物

成分及び含有量

一般名	クロロプロファム	鉱油			
化学名	イソプロピル-N-(3-クロロフェニル) カーバメート	ナフレン	トリメチルベンゼン	イデレン	その他
構造式			$C_6H_3(CH_3)_3$		ノウハウのため 非公開
含有量 %	45.8%	2.0～6.0%	0.4～6.0%	0.8%以下	27.4～37.8%
官報公示整理番号 化審法	(3)-3217	(4)-311	(3)-7	(4)-580	ノウハウのため 非公開
官報公示整理番号 安衛法	4-(6)-45	公表	公表	公表	ノウハウのため 非公開
CAS No.	101-21-3	91-20-3	—	95-13-6	ノウハウのため 非公開

(続き)

一 般 名	有機溶剤・界面活性剤等		
化 学 名	メノール	2-ブタノール	その他
構造式 (化学式)	CH_3OH	$(\text{CH}_3)_2\text{CHOH}$	ノウハウのため非公開
含有量 %	2.0%	3.0%	9.0%
官報公示整理番号 化審法	(2)-201	(2)-207	ノウハウのため非公開
官報公示整理番号 安衛法	公表	公表	ノウハウのため非公開
CAS No.	67-56-1	67-63-0	ノウハウのため非公開

4. 応急措置

皮膚 (または髪) にかかった場合 : 直ちに、汚染された衣類を全て脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

火災の場合 : 消火に水・粉末・炭酸ガス・泡消火器を使用すること。

目に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当を受けること。

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときは、医師に連絡すること。

暴露又は暴露の懸念がある場合 : 医師の診断/手当を受けること。

飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。

無理に吐かせないこと。

漏出物を回収すること。

5. 火災時の措置

消 火 方 法 : 小さな火災の場合は、水・粉末・炭酸ガス・泡消火器で消火を行い、消火活動は風上より行うこと。

大規模火災の場合は、水、泡消火剤を用いて空気を遮断すること。

消火作業は、必ず保護具を着用し、風上より行ない、有害ガスの吸入を避けること。

消 火 剤 : 水・粉末・炭酸ガス・泡消火器

6. 漏出時の措置

少量の場合は、土砂、ウエス等に吸着させて回収する。多量の場合は、流出を土嚢等により止め、周辺にロープ等を張って火気を遠ざけると共に関係者以外は立入禁止として保護具を着用して回収する。

公共の水路・水源等に流出したときは、警察・水質関係官庁に知らせる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取 扱 い の 注 意 : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地すること/アースをとること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。

取扱い後は手をよく洗うこと。

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

指定された個人用保護具を着用すること。

ミスト／蒸気を吸入しないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

危険物第4類第2石油類であるので、取扱は消防法の定めに従って使用すること。

取扱場所に、関係者以外の立入を禁止すること。

保管上の注意：換気のよい場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

容器を密閉しておくこと。

施錠して保管すること。

危険物第4類第2石油類であるので、消防法の定めに従い保管すること。

8. 暴露防止及び保管措置

管 理 濃 度	メタノール	200ppm		
	2-プロパノール	200ppm		
	ナフタレン	設定されていない		
	トリメチルベンゼン	設定されていない		
	インデン	設定されていない		
許 容 濃 度	日本産業衛生学会	メタノール	200 ppm	260 mg/m ³ (2010 年版)
		2-プロパノール	400 ppm	980 mg/m ³ (2010 年版)
		ナフタレン	設定されていない	
		1, 2, 4-トリメチルベンゼン	25 ppm	120 mg/m ³ (2010 年版)
		インデン	設定されていない	
	ACGIH TLV-TWA	メタノール	200 ppm	(2009 年版)
		2-プロパノール	200 ppm	(2009 年版)
		ナフタレン	10 ppm	(2009 年版)
		1, 2, 4-トリメチルベンゼン	25 ppm	(2009 年版)
		インデン	5 ppm	(2009 年版)
設 備 対 策	： 局所排気装置の備わった場所で取扱う。			
保 護 具	呼吸用保護具	有機ガス用マスク・エアライン・空気呼吸器		
	保護眼鏡	ゴーグル		
	保護手袋	ゴム手袋・ビニール手袋		
	保護衣	ゴム長靴・ビニール合羽		

9. 物理的及び化学的性質

外 観 等	： 黄褐色透明可乳化油状液体
沸 点	： データなし
融 点	： データなし
比 重	： データなし
pH	： データなし
溶 解 度	： データなし

10. 安定性及び反応性

引 火 点	： 32℃
発 火 点	： データなし
爆 発 限 界	： データなし
可 燃 性	： 可燃性液体
発火性（自然発火性、水との反応性）	： なし

酸 化 性 : なし
自己反応性・爆発性 : なし
粉 塵 爆 発 性 : なし
安 定 性・反 応 性 : 通常の条件において安定

1 1. 有 害 性 情 報

急 性 毒 性 : 経口 LD₅₀ 5404mg/kg(ラット♂), 4610mg/kg(ラット♀)
経皮 LD₅₀ >2000mg/kg(ラット♂, ♀)
吸入 データなし

刺激性(皮膚, 眼) : 眼 刺激性あり(ウサギ, クロロプロファム原体)

感 作 性 : 皮膚感作性なし

変 異 原 性 : データなし

発 が ん 性 : 区分2のナフタレンが2.0~6.0%含まれることから区分2とした。

生 殖 毒 性 : 区分1Bのメタノールが2%含まれることから区分1Bとした。

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : メタノール(区分1: 中枢神経系, 視覚器, 全身毒性)が2%含まれること、
2-プロパノール(区分1: 中枢神経系, 腎臓, 全身毒性)が3%含まれること、ナフタレン(区分1: 血液)が2.0~6.0%含まれることから区分2(中枢神経系, 腎臓, 視覚器, 血液, 全身毒性)とした。また、区分3(麻酔作用)の鉱油として40.2%を含むことから区分3(麻酔作用)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : メタノール(区分1: 中枢神経系, 視覚器)が2%含まれること、ナフタレン(区分1: 血液, 眼, 鼻)が2.0~6.0%含まれることから区分2(中枢神経系, 視覚器, 血液, 鼻)とした。

吸引性呼吸器有害性 : 区分1の鉱油として40.2%を含むことから、区分1とした。

1 2. 環 境 影 響 情 報

分 解 性 : データなし

蓄 積 性 : データなし

水生環境急性有害性 : コイ LC₅₀ 10.9mg/L (96 時間)
オオミジンコ EC₅₀ 16mg/L (48 時間)
区分2の鉱油として40.2%を含むことから区分2とした。

水生環境慢性有害性 : 区分2の鉱油として40.2%を含むことから区分2とした。
本混合物の成分54.8%については水生環境有害性が不明である。

1 3. 廃 棄 上 の 注 意

焼 却 処 分 : 焼却時、有害ガスが発生するので、アルカリ吸収設備の備わった場所で国/都道府県/市町村等の法・条例に従って安全に処理すること。

空 容 器 : 内容物を使い切った後、国/都道府県/市町村等の法・条例に従って適切に廃棄すること。

1 4. 輸 送 上 の 注 意

国際規則

国連分類 : 3
国連番号 : 1993
品名 : Flammable liquid, n.o.s.
容器等級 : III
海上規制情報 : IMDG Codeの規制に従う
海洋汚染物質 : 該当
航空規制情報 : ICAO, IATAの規制に従う

国内規則

石原産業(株) A-1033

クロロIPC「石原」乳剤

改訂日: 平成23年 7月 1日⑤ 6/7頁

陸上規制情報 : 消防法の規制に従う
海上規制情報 : 船舶安全法の規制に従う
航空規制情報 : 航空法の規制に従う

安全対策

危険物第4類第2石油類・引火性液体であり、消防法の定めに従って実施する。

定められた密閉の容器に入れ、運搬に際しては、箱の落下損傷がないよう積み込み荷崩れの防止と水漏れや乱暴な取扱を避ける。

15. 適用法令

農薬取締法	: 第7693号	
消防法	: 危険物第4類第2石油類（水溶性）	
労働安全衛生法	: 引火性のもの	
	第57条（表示対象物質）	メタノール（第36号） イソプロピルアルコール（第2-3号）
	第57条の2（通知対象物質）	メタノール（第560号） プロパノール（第494号） ナフタレン（第408号） トリメチルベンゼン（第404号） インデン（第59号）
PRTR法	: 第一種指定化学物質	ナフタレン（第302号） 3.6%（2.0～6.0%） （標準分析値として） 1,2,4-トリメチルベンゼン（第296号） 1.7%（0.4～4.0%） （標準分析値として）
化審法	: 第二種指定化学物質	該当しない
	: 第二種監視化学物質	ナフタレン（第1000号）
	: 第三種監視化学物質	ナフタレン（第233号） 1,2,4-トリメチルベンゼン（第184号）

16. その他の情報

石原の農薬（石原産業株式会社）

記載内容の取り扱い

記載内容は現時点で入手出来る資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。又、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特別な取扱いをする場合は用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

記載内容は情報提供であって、保証されるものではありません。